

佐渡市空き家改修費等補助金

佐渡市空き家情報システムに登録された物件に入居する方を対象に、改修費の一部を補助します。



対象者

佐渡市空き家情報システムに登録された物件の売買契約が成立した本人、配偶者または 1 親等以内の親族で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 市内に住所を有していない方(市外に 2 年以上居住している方)で、改修する空き家に事業完了の日から 5 年以上居住する見込の方
- (2) 市内へ住所を移して 2 年以内の方(市外に 2 年以上居住していた方)で、改修する空き家に事業完了の日から 5 年以上居住する見込の方

◇ただし、入居者が次のいずれかに該当する場合は、補助対象となりません。

- ・過去にこの補助金の交付を受けた者(同居者等も含む)
- ・市税を滞納している方
- ・3 親等以内の親族から空き家を購入した方

補助金額

空き家改修に係る経費

(最大 80 万円)

× $\frac{1}{2}$

◇50 万円を上限、5 万円を下限とする
ただし、若者世帯は補助金額が加算される

<加算後補助金額>
若者世帯:80 万円

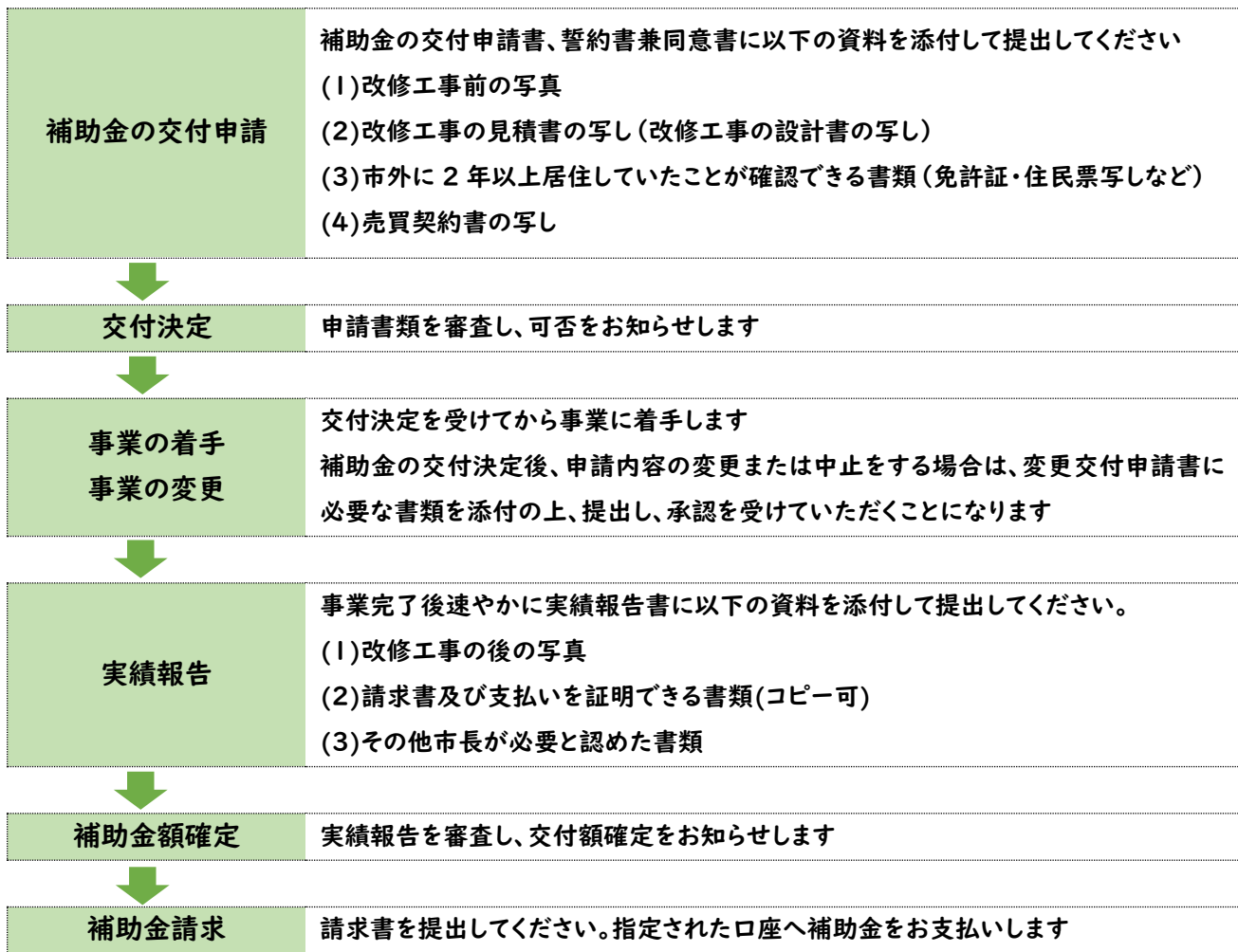
※若者世帯(次のいずれかに該当する方)

- (1) 満年齢 40 歳未満の者(申請年度 4 月 1 日時点)
- (2) 夫婦の場合、満年齢の合計が 80 歳未満の者(申請年度 4 月 1 日時点)
- (3) 中学生以下の子供がいる ひとり親世帯(申請日時点)
- (4) 子供が 3 人以上いる多子世帯(申請日時点)

申請方法

改修工事等に着手する 10 日前までに「空き家改修費等補助金交付申請書」に必要書類を添付して提出してください。事業着手後の申請は受付できませんのでご注意ください。(手続きの流れは裏面をご覧ください)

手続きの流れ



留意事項

- (1) 空き家改修等のための工事については、市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人に施工を依頼すること。
- (2) この空き家の所有者と売買契約を締結していること。
- (3) 国、県又は市の補助、助成等の対象となる改修等以外の空き家改修等に要する経費であること。
- (4) この補助金の申請をした日の属する年度の3月31日までに補助対象事業が完了すること。
- (5) 補助対象事業は、同一の補助対象者(その同居者等を含む)につき1回限り、同一物件につき1回限り実施することができる。
- (6) 偽りその他不正行為があったとき、事業完了日から5年を経過する日までに改修住宅を取り壊しまたは売却したとき、完了日から5年を経過する日までに改修住宅から転居したとき等、佐渡市空き家改修費等補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

《制度に関する申請・お問い合わせ先》

佐渡市役所 地域振興部 移住交流推進課 移住交流推進係

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232

TEL 0259-67-7153 E-mail:r-iju@city.sado.niigata.jp

さどくらしテラス TEL 080-2596-5371 E-mail:sado-iju@city.sado.niigata.jp

